

伊万里市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者
の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(指定の期間)

第3条 施行規則第140条の63の7の規定による指定第1号事業者の指定の有効期間は6年とする。

(指定の申請)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、施行規則第140条の63の5第1項及び第4項に規定するところにより、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）別紙様式第3号（4）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(指定事業者の指定)

第5条 市長は、法第115条の45の5第1項の規定による申請があったときは、同条第2項の規定に基づき指定の適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、事業者の指定を行うときは事業者指定通知書（様式第1号）により、指定を行わないときは事業者指定申請却下通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、事業者指定通知書を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の拒否)

第6条 前条第1項に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより伊万里市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

(変更の届出等)

第7条 指定事業者は、施行規則第140条の62の3第2項第4号に該当するときは、厚生労働大臣が定める様式別紙様式第3号(1)により、変更の日から10日以内に市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、施行規則第140条の62の3第2項第5号に該当するときは、厚生労働大臣が定める様式別紙様式第3号(2)により、再開しようとする日の10日前までに、市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、施行規則第140条の62の3第2項第6号に該当するときは、厚生労働大臣が定める様式別紙様式第3号(3)により、廃止又は休止をしようとする日の1月前までに、市長に届け出なければならない。

(指定の更新)

第8条 指定事業者は、法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、施行規則第140条の63の5第2項及び第4項に規定するところにより、厚生労働大臣が定める様式別紙様式第3号(5)に関係書類を添えて、当該指定の有効期間の満了日の3月前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、指定の更新を行うときは事業者指定更新通知書(様式第3号)により、指定の更新を行わないときは事業者指定更新申請却下通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定の更新を受けた指定事業者は、事業者指定更新通知書を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、指定事業者指定取消（効力停止）通知書（様式第5号）により当該指定事業者に通知するものとする。

（事業者情報の公表及び提供）

第10条 市長は、第4条から前条までの各規定による指定、指定の更新、廃止届出の受理、指定の取消し又は効力の停止（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の指定の申請者
- (3) 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日
- (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (5) サービスの種類
- (6) その他市長が適当と認める事項

2 市長は、指定等をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を佐賀県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の指定の申請者
- (3) 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日
- (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (5) サービスの種類

(補則)

第 1 1 条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。